

(改正後全文)

福島県企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札
実施要領の運用について

1 第3条関係

対象業務を「原則として予定価格が100万円を超えるもの」としたのは、財務規程第216条の規定により、随意契約による場合の予定価格の限度額が100万円とされているためである。

2 第4条関係

- (1) 第1項各号の規定は、条件付一般競争入札に参加できる最も基本的な条件であること。
- (2) 第2項は、第1項以外に付することができる条件であり、入札参加者は、福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であることを原則とするが、対象業務の中には特殊な業務で入札参加者数が限られるものもあり、当該要件を付さないことができるものとする。
- (3) 第2項第5号の「その他必要な事項」を例示すれば、対象業務に常時従事させることができる従業員の数をどの程度確保しているか等である。
- (4) 対象業務には、法律等で認定を受けていなければ受託できない業務もあるので、これらの規制がクリアできるように参加資格を設定すること。

3 第6条関係

- (1) 公告は、別紙「公告例」を参考に作成すること。
- (2) 公告期間について、「福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）」第1条第1項に規定する県の休日を含むこととしているが、必要に応じ、適宜その期間を加算する。

4 第7条関係

- (1) 入札心得は、別紙「福島県企業局庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得」を使用すること。
- (2) 質問受付期間を設定しているのは、回答をホームページに掲載するための期間を考慮したものであることから、受付期間を過ぎて質問があった場合でも、必要に応じて直接回答するなどの対応を取ること。

5 第11条関係

- (1) 第5号の「その他重要事項」とは、委託業務名、委託業務の場所をいう。

6 第13条関係

第2項に規定するくじについて、くじ引きの方法は、原則「あみだくじ」とする。
なお、書面に残せる方法により実施するものであれば他の方法でもよいこととする。

(別紙) 記載例 (適宜修正し、使用すること)

入札公告 (例)

庁舎等維持管理業の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の6第1項及び福島県企業局財務規程 (昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「財務規程」という。) 第194条の規定により公告する。

年 月 日

福島県企業局〇〇〇〇〇〇長 〇〇〇〇

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
- (2) 業務箇所
- (3) 業務概要
- (4) 履行期間 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務競争入札参加有資格者名簿 (平成〇〇・〇〇年度分) の〇〇〇業務に登録されている者であること。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 過去2年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績がある者
- (4) 本件業務を履行するに当たり、常時〇〇名以上の従業員が確保できる者

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 () ~平成〇〇年〇〇月〇〇日 ()
 - イ 閲覧場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
福島県企業局〇〇〇〇〇〇 〇〇会議室
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 () ~平成〇〇年〇〇月〇〇日 ()
 - イ 受付方法 入札説明書による。
 - ウ 受付場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

福島県企業局〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール 〇〇〇〇@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ()

オ 回答書閲覧方法 (2) の閲覧場所及び福島県企業局ホームページに掲載する。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 () 〇〇時〇〇分から

イ 入札場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

福島県企業局〇〇〇〇〇 〇〇会議室

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成〇〇年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県企業局〇〇〇〇〇 〇〇課

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇〇@pref.fukushima.lg.jp

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、福島県企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領（平成21年2月18日付け20企業第1950号企業局長通知 平成21年3月31日施行）第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「〇〇〇〇〇〇〇（契約権者）」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局県政情報コーナー及び入札執行機関において行う。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県企業局財務規程第197条第1項第5号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第179条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県企業局庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(5) 入札参加資格確認書類提出書の提出書類として、庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿登録通知書の写し及び業資格又は技術者免状等の写しを添付すること。

福島県企業局庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県企業局が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。ただし、落札者の通知を受けた者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、

その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札は公開とする。

3 入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(3) 入札時刻に遅れて入札した入札書

(4) 委任状を持参しない代理人の入札した入札書

(5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札書又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理し入札した入札書

(6) 鉛筆書きによる入札書

(7) 入札の日付がない入札書

(8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

(12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成21年3月1日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

この心得は、平成21年7月30日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

この心得は、平成27年9月1日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

(別紙 3)

契約の方法及び入札の条件 (例)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県企業局財務規程（以下「規程」という。）第197条第1項第5号の規定により免除するものとする。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規程第178条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。

ただし、規程第179条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(6) 委託の期間

委託の期間は、平成 年 月 日（ 日間）限りとする。ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から5日以内とする。

(7) 委託契約書

別紙委託契約書案による。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(9) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後5日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表